

『教行証文類』について (二)

高田短期大学学長 栗原 廣海

三、立教開宗の根本聖典

親鸞聖人は、生涯において多くの書物を残されました。特に晩年には、驚くほど精力的に著述活動に励まれましたが、数多い書物の中で、『教行証文類』はどのように位置づけられるのでしょうか。

「宗教法人高田派宗制」には、次のように述べられています。

親鸞聖人は、仏説無量寿経の本義に則り、顕浄土真実教行証文類を著述し、龍樹、天親、曇鸞、道綽、善導、源信、源空の七高僧の積義を承け、正信念仏の教義を大成し、人類救済の真宗を顕された。これがわが宗派、立教開宗の本旨である。

四、『教行証文類』完成は元仁元年？

元仁元年が『教行証文類』完成の年であったとする考え方は、何に基づいているのでしょうか。

それは、聖人がこの書に記されている次の文が根拠となっています。

三時の教を案ずれば、如来般涅槃の時代を勘うるに、周の第五の主、穆王五十一年壬申に当れり。その壬申よりわが元仁元年甲申に至るまで、二千一百八十三歳なり。また『賢劫経』・『仁王経』・『涅槃』等の説に依るに、すだにもつて末法に入りて六百八十三歳なり。

これは、「化身土文類」中の文で、「今」である元仁元年が、末法に入って何年になるのかが述べられたものです。ですから、この部分を書いておられるのが元仁元年だと考えることはできません。しかし、この年を『教行証文類』完成

ここには、『教行証文類』が真宗立教開宗の根本聖典と位置づけられていると言えるでしょう。

それは高田派だけではなく、真宗十派すべてに共通の位置づけであり、聖人が『教行証文類』を著述されたことをもって立教開宗としているのです。真宗十派は、互いに連携して時代に即応した教化活動を展開し、社会の要請にこたえ、平和と福祉に貢献することを目的として真宗教団連合を組織していますが、真宗教団連合では、元仁元年(一二二四)四月十五日、聖人が五十二歳のときに、常陸国(茨城県)稲田の草庵において『教行証文類』を完成されたとし、四月十五日を「真宗立教開宗記念日」と定めています。これに則つて、この日に法会を催し、真宗十派共通の「和訳正信偈」を勤行する派もあるようです。

しかし実際には、元仁元年が『教行証文類』完成の年であったと断定はできないようです。

の年と考えるには無理があるだろうと考えられます。そもそも完成とは、何をもって完成とするかが大きな問題なのです。ともあれ確かなのは、この年にこの文を執筆中であつたと言うことですが、それだけでも聖人の行実をうかがう上では大変重要な事実であると言えるでしょう。

以前から「草稿本」と言われてきた、聖人真蹟の『教行証文類』があります。もとは板東報恩寺に所蔵されていまして、「板東本」とも言い、現在は東本願寺に所蔵されていますので「東本願寺本」とも言われ、「国宝」に指定されていますが、実はこの本は最初に書かれた草稿本ではなく、この本以前に一応完成していた本があつて、それを書写したものであることを、赤松俊秀氏が明らかにされました。そしてその書写の年代を、赤松氏は、筆跡が文暦二年(一二三五)前後に書写された『見聞集』とほぼ同じと考えられるから、

文暦元年（一二三四）、聖人六十二歳頃であろうと推定されたのでした（『人物叢書 親鸞』。平松令三氏は、これに対する重見一行氏の、聖人五十八歳ないしは六十歳の頃とする説を挙げつつ、もう五、六年後と考えるのが妥当であろうと推定しておられます（歴史ライブラリー37『親鸞』）。

書写されたのがこの頃だとすれば、当然、それまでにできあがっていた草稿があったわけですから、赤松氏は、元仁元年以前に成立していたと推定しておられますが、十分な根拠があるわけではなく、特定することは困難であるというのが現実のようです。

五、元仁元年という年

元仁元年という年は、聖人にとって特別な意味をもつ年でした。覚信尼が誕生された年であり、聖人が生涯師として尊崇された法然上人の十三回忌に当たる年でもありました。さらにこの年は、

それは、念仏停止の宣旨に対するものであったらうと考えられています。

このように考えますと、元仁元年は、聖人が『教行証文類』執筆の必要性を痛感され、執筆を始められた年であったとする説は、十分に説得力をもつ説であると言えることができるでしょう。

六、「板東本」の完成はいつ？

以上のように考えてきますと、『教行証文類』の完成は、清書本として書写された「板東本」の完成を意味すると言ふことになるでしょう。ではそれはいつのことなのでしょう。

赤松氏は、板東本『教行証文類』が、一度書写された後何度も推敲を繰り返し、用紙を改めて書き換えられた部分も多々あることを指摘しておられます。その作業は帰洛の地において絶え間なく、八十歳を過ぎても続けられたようですから、いつが完成とは言えないようです。しかし、寛永五年

法然上人の十三回忌を機縁として盛り上がる専修念仏に対し、比叡山延暦寺から朝廷に提出された「延暦寺奏状（延暦寺大衆解）」によつて、専修念仏停止の宣旨が出され、再び念仏が禁止された年だったのです。先に挙げた「三時の教を案ずれば」の文の前には、厳しい口調で次の文が記されています。

しかれば穢悪・濁世の群生、末代の旨際を知らず、僧尼の威儀を毀る。今の時の道俗、己が分を思量せよ。

この文には、煩惱に穢れ、濁った世を生きている末法の衆生が、末法はどういう時代であるかも知らないで、戒律を守っていない僧侶や尼僧を毀っているが、戒律を守れないのが末法に生きる人間の避けられないありようであり、そんな末法においては念仏以外に救われる道はないことに気づけとの、聖人の強い主張が込められています。

（一二四七）、聖人七十五歳のとき、京都に帰られてからのお弟子さんで、聖人の従弟（叔父日野範綱の實子、後宗業の子）に当たる沙弥尊蓮という方に書写を許しておられますから、このときには、披見に堪えうると自信のもてる、ほぼ完成に近いものになっていたと考えられるわけです。

そして、建長七年（一二五五）には、専信房専海上人が書写を許されました。現在我が高田派に伝わる『教行証文類』は、もとは親鸞聖人の真蹟とされていたのですが、その後の研究の結果、専信上人が書写した本を、専信上人の師である真仏上人が再書写されたものであることが判明したのです。現在重要文化財に指定されています。

この度、開山聖人七百五十回遠忌報恩大法会を記念して『真宗高田派聖典』が上梓されましたが、ここに収載された『教行証文類』は、真仏上人書写本を底本とするものです。